第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇三―九五・〇五	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
九五・〇六		
ゴルフクラブ及びその部分品	ＣＴＨ。ただし、ゴルフクラブヘッドの製造用の非原産である粗く成形したブロックは、使用することができる。	
その他の産品	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
九五・〇七―九五・〇八	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	

第九六類　雑品

九六・〇一	ＣＣ	
九六・〇二―九六・〇四	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	
九六・〇五	セットに含まれるそれぞれの品目は、当該品目が当該セットに含まれない場合において当該品目に適用されることとなる規則に定める要件を満たさなければならない。ただし、非原産である製品は、その総額が当該セットのＥＸＷ又はＦＯＢの十五パーセントを超えないことを条件として、組み込むことができる。	
九六・〇六―九六・二〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	

第二一部　美術品、収集品及びこっとう

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

九七・〇一―九七・〇六	ＣＴＨ	

付録三―Ｂ―１　特定の車両及び車両の部品に関する規定

第一節　供給者による宣誓

日本国における供給者は、第八四・〇七項、第八四・〇八項及び第八七・〇一項から第八七・〇八項までの各項の産品の日本国における生産者に対し当該産品の原産品としての資格を決定するために必要な情報を提供する場合には、供給者による宣誓によることができる。

第二節　車両及び車両の部品についての品目別原産地規則に関する暫定的な閾値

1　この節の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の一月三十一日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の二月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

2　第八七・〇三項の車両について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から二年目の末日まで	三年目から五年目の末日まで	六年目の初日から
ＭａｘＮＯＭ五十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十パーセント（ＦＯＢ）	ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	ＭａｘＮＯＭ四十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ六十パーセント（ＦＯＢ）

3　(a)から(d)までの表に定める暫定的な閾値は、一方の締約国から他方の締約国に直接輸出される産品について適用するものとし、輸出締約国において完成品である車両に材料として組み込まれた産品については、適用しない。

(a)　第八四・〇七項及び第八四・〇八項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から二年目の末日まで	三年目の初日から
ＭａｘＮＯＭ六十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ四十五パーセント（ＦＯＢ）	ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

(b)　第八七・〇六項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から四年目の末日まで	五年目の初日から
ＭａｘＮＯＭ五十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）	ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

(c)　第八七・〇七項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から四年目の末日まで	五年目の初日から
ＭａｘＮＯＭ五十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十パーセント（ＦＯＢ）	ＭａｘＮＯＭ四十五パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ六十パーセント（ＦＯＢ）

(d)　第八七・〇八項の車両の部品について、各締約国は、次の規則を適用する。

一年目から二年目の末日まで	三年目の初日から
ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ六十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ四十五パーセント（ＦＯＢ）	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

4　1から3までの規定にかかわらず、この協定が二千二十一年一月一日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、両締約国は、この協定が二千二十一年一月一日に効力を生じたものとして当該いずれかの日からこの節の規定を適用する。

第三節　特定の部品に関連する生産工程が行われた特定の自動車についての品目別原産地規則の適用

1　第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の自動車に適用される附属書三―Ｂ表二欄に定める品目別原産地規則の要件を満たすに当たり、当該自動車の生産において使用される次の表(i)欄に掲げる材料であって、次のいずれかの要件を満たすものについては、締約国の原産材料とみなす。

(a)　当該材料に適用される附属書三―Ｂ表二欄に定める品目別原産地規則の要件を満たすこと。

(b)　次の表(ii)欄に定める生産工程（当該材料に関連するもの）が当該締約国において行われること。

表

(i)欄	(ii)欄
二千十七年に改正された統一システムに基づく分類（特定の品名の記載を含む。）（注）	関連する生産工程
七〇〇七・一一	非原産材料の焼戻し。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
七〇〇七・二二	非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第七〇・〇七項の非原産材料を使用しないことを条件とする。

注　この(i)欄において材料についての特定の品名の記載を含む場合には、(ii)欄に定める関連する生産工程は、当該材料についてのみ適用する。